

議案第32号

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和3年12月23日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

東広島市志和生涯学習センターを廃止することに伴い、所要の規定の整理を行うため、この改正案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

令和4年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年条例第168号）

第21条 この条例に定めるもののほか、生涯学習センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年東広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表東広島市志和生涯学習センターの項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第9号）新旧対照表

新	旧
<p>○東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 (略) (使用許可の申請)</p> <p>第2条 (略) (使用期間)</p> <p>第3条 (略) (使用料の減免申請)</p> <p>第4条 (略) (使用料の還付)</p> <p>第5条 (略) (立入検査)</p> <p>第6条 (略) (教育長への委任)</p> <p>第7条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p> <p>1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。 2 この規則の施行日前において、旧規則の規定により進行中の事務手続きについては、当該事務手続きが完了するまでは、なお従前の例による。</p> <p>別表（第3条関係） (全部改正〔平成27年教委規則23号〕、一部改正〔平成28年教委規則1号〕)</p>	<p>○東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 (略) (使用許可の申請)</p> <p>第2条 (略) (使用期間)</p> <p>第3条 (略) (使用料の減免申請)</p> <p>第4条 (略) (使用料の還付)</p> <p>第5条 (略) (立入検査)</p> <p>第6条 (略) (教育長への委任)</p> <p>第7条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p> <p>別表（第3条関係） (全部改正〔平成27年教委規則23号〕、一部改正〔平成28年教委規則1号〕)</p>

新				旧			
区分	施設の名称	用途	使用期間	区分	施設の名称	用途	使用期間
東広島市中央生涯学習センター	調理実習室、工作室、文化講座会議室、研修室、会議室、活動室、多目的室及び和室	芸術文化ホール条例に規定する大ホール又は小ホールとともに使用する場合	7日間	東広島市中央生涯学習センター	調理実習室、工作室、文化講座会議室、研修室、会議室、活動室、多目的室及び和室	芸術文化ホール条例に規定する大ホール又は小ホールとともに使用する場合	7日間
		上記以外の場合	5日間			上記以外の場合	5日間
東広島市黒瀬生涯学習センター	せせらぎホール、イベントホール、リハーサル室及びせせらぎホールホワイエ 楽屋、会議室、和室及び調理実習室		7日間	東広島市志和生涯学習センター	ホール、調理実習室、研修室、児童室、修養室及び展示室		5日間
		せせらぎホールとともに使用する場合	7日間	東広島市黒瀬生涯学習センター	せせらぎホール、イベントホール、リハーサル室及びせせらぎホールホワイエ 楽屋、会議室、和室及び調理実習室		7日間
	上記以外の場合	5日間	せせらぎホールとともに使用する場合			7日間	
東広島市豊栄生涯学習センター	ホール及び教養室 会議室、児童室、大研修室及び調理室	ホールとともに使用する場合	7日間	東広島市豊栄生涯学習センター	ホール及び教養室 会議室、児童室、大研修室及び調理室	ホールとともに使用する場合	7日間
		上記以外の場合	5日間			上記以外の場合	5日間
東広島市安芸津生涯学習センター	調理実習室、和室、研修室、ホール及び多目的室		5日間	東広島市安芸津生涯学習センター	調理実習室、和室、研修室、ホール及び多目的室		5日間